

○識別章の着装除外等について

(平成14年9月10日
岩警第1351号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号）、交通巡視員の服制に関する規則（昭和45年国家公安委員会規則第7号）及び交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制（平成2年警察庁告示第1号）が改正され、平成14年10月1日から、警察官及び交通巡視員は、制服（活動服及び交通乗車服を含む。）を着用して勤務するときは識別章を着装しなければならないこととされた。

これらの規則等において、識別章は、階級章に取り付け、番号標の表面（識別番号を表示した面をいう。）を表示して着装するものとされているが、警察官の服制に関する細則（平成6年警察庁訓令第1号。以下「警察庁訓令」という。）において識別章の着装除外等が定められたところである。

警察庁訓令の内容及び識別章運用上の留意点は下記のとおりであるので、誤りのないようにされたい。

記

1 識別章の着装除外

(1) 警察庁訓令第2条第5項

警察官は、次のいずれかに該当する場合は、識別章を着装しないことができるものとされた。

ア 名札を使用しているとき。

イ 看守勤務の警察官が留置場において勤務するとき又は護送勤務の警察官が護送用車両、検察庁若しくは裁判所において勤務するとき。

ウ 治安警備実施に従事するとき。

(2) 運用上の留意点

識別章は階級章と一体にして着装するようになっているため、警察庁訓令第2条第5項に掲げられた勤務等の場合に一律識別章を着装しないこととした場合、同一所属内の警察官の服装が統一されず、警察官の階級章及び識別章について住

民から誤解されるおそれがあること、識別章の紛失等のおそれがあることなどから、その着装については、次のようにされたい。

ア 名札を使用しているとき。

名札については、名札の着用について（平成13年5月28日付け岩警第607号）に基づき、住民と対応することが予定されている業務に従事する者等が着用しているところであり、このような者が制服で住民と対応する場合は、識別章が定められた趣旨から、本来、識別章を着装し番号標の表面を表示すべきものである。

識別章を着装しないことができる場合として名札を着用しているときに定められたのは、名札の着用により責任の明確化が図られることから、識別章の着装を義務づける必要がないことによるものであるが、識別章を重複して着装することで責任の明確化の趣旨を逸脱するものではないことから、名札を使用しているときにも識別章を着装し番号標の表面を表示すること。

イ 看守勤務の警察官が留置場において勤務するとき等

識別章を着装しないことができる場合として看守勤務の警察官が留置場において勤務するとき等が定められたのは、留置場において勤務する者は、一般に「日常的に住民と接する制服警察官」と認められず、そもそも識別章を着装する必要がないことによるものであるが、他方、識別章をあえて着脱する必要もないものである。

地域警察官が転用勤務により留置場等において勤務するような場合には、勤務の変更のたびに識別章を着脱することも可能であるが、識別章の着装を義務づけられないこととされた趣旨にかんがみれば、代わりに識別章の番号標の裏面（都道府県警察の名称を表示した面をいう。）を表示することも可能であると解されることから、看守勤務の警察官が留置場において勤務するとき等は、識別章を着装し、識別章の識別番号の裏面を表示すること。

ウ 治安警備実施に従事するとき。

識別章を着装しないことができる場合として治安警備実施に従事するときが定められたのは、看守勤務の場合と同様の理由によるものである。

治安警備実施は、日常的に住民と接するものではない上、派遣等、任務によっては服制に全国的な統一性が求められることから、治安警備実施に従事するときは、原則として識別章を着装しないこと。

2 識別章の番号標の裏面表示

(1) 警察庁訓令第2条第6項

警察官は、暴力団の事務所を捜索する場合であって識別章の番号標の表面を表示することによりその現場又は事後における警察官の職務執行に対する妨害が助長されると認められる場合その他の識別章の識別番号の表面の表示が適正な職務執行を妨げることとなると所属長が認めた場合には、当該番号標の裏面を表示することができるものとされた。

(2) 運用上の留意点

「暴力団の事務所を捜索する場合であって識別章の番号標の表面を表示することによりその現場又は事後における警察官の職務執行に対する妨害が助長されると認められる場合」とは、「識別章の識別番号の表面の表示が適正な職務執行を妨げることとなると所属長が認めた場合」の例示であり、このような場合には、識別番号の裏面を表示することができるが、所属長の承認が必要であるから誤りのないようにすること。

また、職務執行における責任の明確化の方策として制服警察官の識別章の着装が盛り込まれた趣旨を踏まえ、識別章の番号標の裏面を表示する場合の承認に当たっては、所属長は、当該趣旨を逸脱した運用がなされることのないよう十分留意すること。